

# 奈良市公報

## 号外第4号

平成22年 2月16日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

### 目次

#### 条 例

- 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部を改正する条例…………… 1
- 奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例…………… 2

#### 規 則

- 奈良市介護保険規則の一部を改正する規則…………… 5
- 奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則…………… 9
- 奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則の一部を改正する規則…………… 9
- 奈良市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 9

#### 告 示

- 一般競争入札の実施…………… 9
- 総合評価一般競争入札の実施……………10
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………12
- 開発行為に関する工事の完了……………12
- 放置自転車等の保管（3件）……………12
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………13
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出……………13
- 道路の区域変更……………14
- 道路の供用開始……………14
- 道路の供用廃止……………14
- 議会定例会の招集……………14
- 都市計画道路の変更……………14
- 奈良市公共工事の発注見通しの公表に関する要綱の一部を改正する告示……………14
- 放置自転車等の保管……………15
- 平成21年度被表彰者の氏名等……………15
- 放置自転車等の保管……………16
- 保存樹の指定の解除……………16
- 放置自転車等の保管（2件）……………16
- 道路の位置指定……………16
- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の許可の申請の概要……………17
- 放置自転車等の保管……………18
- 介護保険法の規定による地域密着型サービス事業者の指定……………19

- 街区の区域等の変更……………19
- 放置自転車等の保管……………19

#### 訓 令 甲

- 奈良市建設工事入札参加者等審査会規程の一部を改正する訓令……………19

#### 監 査

- 住民監査請求に係る監査結果の公表……………19
- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知……………23

#### 公 営 企 業

- 一般競争入札の実施……………23
- 奈良市水道局指定給水装置工事業業者からの事業の廃止の届出……………24
- 奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会要綱の一部を改正する告示……………24
- 奈良市水道局指定給水装置工事業業者の指定……………25
- 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程等の一部を改正する規程……………25

#### 農 業 委 員 会

- 農政部会の招集……………28

#### 議 会

- 奈良市議会情報公開審査会の委員の就任……………28

### 条 例

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年11月30日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市条例第48号

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部を改正する条例

（奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部改正）

第1条 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例（平成20年奈良市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の175」を「100分の165」に改める。

第2条 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の160」を「100分の145」に改

める。  
(奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正)  
第3条 次に掲げる条例の規定中「100分の160」とあるのは「100分の175」を「100分の150」とあるのは「100分の165」に改める。  
(1) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年奈良市条例第29号)第6条  
(2) 奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例(昭和41年奈良市条例第29号)第5条  
(3) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和45年奈良市条例第8号)第5条  
(4) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例(平成4年奈良市条例第2号)第6条  
第4条 次に掲げる条例の規定中「100分の140」とあるのは「100分の160」を「100分の125」とあるのは「100分の145」に改める。  
(1) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例第6条  
(2) 奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例第5条  
(3) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第5条  
(4) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例第6条  
附 則

別表(第5条関係)

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(平成21年11月30日揭示済)

奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年11月30日

奈良市長 仲川 元庸

**奈良市条例第49号**

奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「100分の160」を「100分の150」に改め、同条第3項中「100分の160」を「100分の150」に、「100分の85」を「100分の80」に改める。

第25条第2項第1号中「100分の75」を「100分の70」に改める。

別表を次のように改める。

給 料 表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700	467,500	532,800
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	416,200	470,600	536,000
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,700	473,700	539,200
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	421,200	476,800	542,400
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,600	423,500	479,800	545,600
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	379,200	425,900	482,900	548,100
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,800	428,300	486,000	550,600
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	384,400	430,700	489,100	553,100
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	387,000	433,000	492,100	555,600
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,700	435,300	495,200	557,500
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	392,400	437,600	498,300	559,300
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	395,100	439,800	501,400	561,200
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,700	442,000	504,400	563,000
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	400,000	444,000	506,800	564,500
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	402,400	446,000	509,200	566,000
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,800	448,000	511,600	567,500
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,700	407,100	450,000	514,100	569,000
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,700	409,200	451,800	515,600	570,200
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,700	411,300	453,600	517,100	571,400
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,700	413,400	455,400	518,600	572,600
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,800	415,500	457,200	519,800	573,800
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,700	417,500	458,700	521,300	
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,700	419,500	460,200	522,800	
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,700	421,500	461,700	524,300	
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,700	371,800	423,600	463,200	525,600	
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,700	373,800	425,200	464,600	526,800	

	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,700	375,800	426,800	466,000	528,000
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,700	377,800	428,400	467,400	529,200
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,600	379,800	430,100	468,600	530,400
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,500	381,700	431,400	469,400	531,300
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,400	383,600	432,700	470,200	532,200
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,300	385,500	434,000	471,000	533,100
	33	185,800	242,100	282,700	328,600	357,200	387,300	435,300	471,800	534,000
	34	187,300	243,600	284,600	330,600	359,000	389,000	436,600	472,600	534,900
	35	188,800	245,100	286,500	332,700	360,800	390,700	437,900	473,400	535,800
	36	190,300	246,700	288,400	334,800	362,600	392,400	439,100	474,200	536,700
	37	191,600	248,000	290,100	336,700	364,500	394,100	440,400	475,000	537,600
	38	192,900	249,600	291,900	338,700	365,900	395,300	441,300	475,800	538,500
	39	194,200	251,200	293,700	340,700	367,400	396,500	442,200	476,600	539,400
	40	195,500	252,800	295,500	342,700	368,900	397,700	443,100	477,400	540,300
	41	196,900	254,200	297,400	344,600	370,400	398,900	443,900	478,200	541,200
	42	198,200	255,600	299,100	346,500	371,600	400,100	444,700	478,900	
	43	199,500	257,000	300,800	348,400	372,800	401,300	445,500	479,700	
	44	200,800	258,400	302,500	350,300	374,000	402,500	446,300	480,500	
	45	202,000	259,700	304,200	352,200	375,000	403,500	447,100	481,300	
	46	203,300	261,100	305,900	353,800	375,900	404,200	447,900		
	47	204,600	262,500	307,600	355,400	376,800	404,900	448,700		
	48	205,900	263,900	309,300	357,000	377,700	405,600	449,500		
	49	207,100	265,200	310,800	358,700	378,700	406,400	450,100		
	50	208,200	266,400	312,400	359,900	379,500	407,100	450,900		
	51	209,300	267,700	314,000	361,100	380,300	407,800	451,700		
	52	210,400	269,000	315,600	362,300	381,100	408,500	452,500		
	53	211,600	270,100	317,300	363,300	382,000	409,300	453,100		
	54	212,600	271,400	318,900	364,400	382,700	410,000	453,900		
	55	213,600	272,700	320,500	365,400	383,400	410,700	454,700		
	56	214,600	274,000	322,100	366,500	384,100	411,400	455,500		
	57	215,400	275,200	323,600	367,400	384,800	412,100	456,100		
	58	216,400	276,300	324,800	368,100	385,500	412,800	456,900		
	59	217,300	277,400	326,000	368,800	386,200	413,500	457,700		
	60	218,300	278,500	327,200	369,500	386,900	414,200	458,500		
	61	219,200	279,700	328,300	370,100	387,400	414,800	459,100		
	62	220,200	280,700	329,300	370,800	388,100	415,500			
	63	221,200	281,700	330,200	371,500	388,800	416,200			
	64	222,200	282,700	331,200	372,200	389,500	416,900			
	65	223,000	283,700	332,100	372,700	390,000	417,400			
	66	224,000	284,600	332,900	373,400	390,700	418,000			
	67	225,000	285,500	333,700	374,100	391,400	418,700			
	68	226,100	286,400	334,500	374,800	392,100	419,400			
	69	226,900	287,400	335,400	375,300	392,600	419,900			
	70	227,700	288,200	336,100	376,000	393,300	420,600			
	71	228,500	289,000	336,800	376,700	394,000	421,300			
	72	229,300	289,800	337,500	377,400	394,700	422,000			
	73	230,100	290,600	338,000	377,900	395,200	422,500			
	74	230,800	291,100	338,600	378,600	395,900	423,200			
	75	231,500	291,600	339,200	379,300	396,600	423,900			
	76	232,200	292,100	339,800	380,000	397,300	424,600			
再任用	77	233,000	292,500	340,200	380,500	397,800	425,100			
職員	78	233,800	292,900	340,700	381,100	398,500				
以外の	79	234,600	293,300	341,200	381,700	399,200				
職員	80	235,400	293,700	341,700	382,300	399,900				
	81	236,100	294,000	342,200	383,000	400,400				
	82	236,800	294,400	342,700	383,600	401,100				
	83	237,500	294,800	343,200	384,200	401,800				
	84	238,200	295,200	343,700	384,800	402,500				

	85	239,000	295,500	344,200	385,500	403,000					
	86	239,700	295,900	344,700	386,100						
	87	240,400	296,300	345,200	386,700						
	88	241,100	296,700	345,700	387,300						
	89	241,900	297,000	346,100	388,000						
	90	242,400	297,400	346,600	388,600						
	91	242,900	297,800	347,100	389,200						
	92	243,400	298,200	347,600	389,800						
	93	243,700	298,400	347,900	390,500						
	94		298,800	348,400							
	95		299,200	348,900							
	96		299,600	349,400							
	97		299,800	349,700							
	98		300,200	350,200							
	99		300,600	350,700							
	100		301,000	351,200							
	101		301,200	351,500							
	102		301,600	351,900							
	103		302,000	352,300							
	104		302,400	352,700							
	105		302,600	353,200							
	106		303,000	353,600							
	107		303,400	354,000							
	108		303,800	354,400							
	109		304,000	354,900							
	110		304,400	355,300							
	111		304,800	355,700							
	112		305,200	356,100							
	113		305,400	356,600							
	114		305,800								
	115		306,200								
	116		306,600								
	117		306,800								
	118		307,100								
	119		307,400								
	120		307,700								
	121		308,100								
	122		308,400								
	123		308,700								
	124		309,000								
	125		309,400								
再任用職員		186,500	214,200	258,600	278,900	294,500	320,600	363,600	398,000	450,400	532,800

第2条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「100分の140」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の140」を「100分の125」に、「100分の75」を「100分の65」に、「100分の80」を「100分の85」に改める。

第25条第2項第2号中「、6月に支給する場合においては」及び「、12月に支給する場合においては100分の40」を削る。

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年奈良市条例第15号)の一部を次

のように改正する。

附則第8項中「給料月額に」を「給料月額(奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年奈良市条例第49号)の施行の日において当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に」に、「職員(」を「もの(」に改める。

附則  
(施行期日)

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(委任)

2 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平成21年11月30日揭示済)

## 規 則

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月17日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市規則第73号

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則

奈良市介護保険規則（平成12年奈良市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の3号を加える。

- (14) 高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書（施行規則第83条の4の4及び施行規則第97条の2の2） 別記第23号様式の2
  - (15) 介護保険自己負担額証明書（施行規則第83条の4の4及び施行規則第97条の2の2） 別記第23号様式の3
  - (16) 高額介護合算療養費等支給（不支給）決定通知書 別記第23号様式の4
- 別記第23号様式の次に次の3様式を加える。

第23号様式の2 (第9条関係)

高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

申請対象年度	年度	申請区分	1 新規	2 変更	3 取下げ	支給申請書整理番号 (保険者等記入欄)	
フリガナ	氏名	生年月日	年月日	性別	計算期間の始期及び終期	年月	年月
国民健康保険資格情報							
保険者番号	被保険者証記号	被保険者証番号	続柄	保険者名称	加入期間	年月	日まで
			1 世帯主 2 擬制世帯主 3 世帯員			年月	日まで
後期高齢者医療資格情報							
保険者番号	被保険者番号	被保険者証番号	保険者名称	加入期間	年月	年月	日まで
健康保険組合等資格情報							
保険者番号	被保険者証記号	被保険者証番号	続柄	保険者名称	加入期間	年月	日まで
			1 本人 2 家族			年月	日まで
介護保険資格情報							
保険者番号	被保険者番号	被保険者証番号	保険者名称	加入期間	年月	年月	日まで
添付の自己負担額証明書整理番号							
支払方法	口座管理番号	振込口座記入欄	金融機関コード	店舗コード	種目	口座番号	フリガナ
1 口座振込				本店支店出張所	1 普通預金 2 当座預金 3 その他		振込先口座管理番号
保険者			加入期間				口座名義人
加入歴			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
(あて先) 奈良市長							
① 上記対象者について、高額介護合算療養費(高額医療合算介護(予防)サービス費)の支給を申請します。							
② 上記対象者について、自己負担額証明書の交付を申請します。							
※自己負担額証明書の交付申請を行う場合、①・②のいずれも○で囲んで下さい。							
高額介護合算療養費(高額医療合算介護(予防)サービス費)の支給申請を行う場合、①のみを○で囲んで下さい。							
(注)裏面に注意事項を記載する。							

住所

郵便番号

申請代表者

氏名

電話番号

年 月 日

枚 中 枚 日

第23号様式の3 (第9条関係)

年 月 日

様

奈良市長

印

介護保険自己負担額証明書

次のとおり自己負担額を証明いたします。

フリガナ			
被保険者氏名			
生年月日		性別	
証明書整理番号		証明対象年度	
保険者番号		被保険者番号	
対象となる計算期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
計算期間内での被保険者期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
	自己負担額	うち70~74歳の者に係る負担額	摘要
合計			

(注) 1 介護保険の自己負担額と医療保険の自己負担額を合計した結果、一定の限度額を超えた場合に、その超えた額が高額介護(医療)合算療養費として支給されます。  
2 給付制限を受けている方については、高額介護(医療)合算療養費の支給ができない場合があります。

第23号様式の4（第9条関係）

第 年 月 日  
号 日

様

奈良市長

印

## 高額介護合算療養費等支給（不支給）決定通知書

先に申請のありました高額医療合算介護（予防）サービス費の支給については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

計算対象期間	年 月 ～ 年 月		
申請年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
自己負担額	円	支給金額	円
給付の種類			
決定内容			
不支給の理由			
備考			

支払方法			
窓口払		口座払	
お持ちいただくもの		振込先	金融機関名
			店舗名
支払場所			種目
			口座番号
支払期間		口座名義人	

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。



附則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成21年11月17日揭示済)

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第74号

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則

第1条 奈良市非常勤嘱託職員に関する規則(平成2年奈良市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の235」を「100分の220」に改める。

第2条 奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の215」を「100分の195」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(平成21年11月30日揭示済)

奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第75号

奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則の一部を改正する規則

第1条 奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則(平成元年奈良市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第10条第6項中「100分の80」を「100分の75」に改める。

第2条 奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則の一部を次のように改正する。

第10条第6項中「100分の70」を「100分の62.5」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

(平成21年11月30日揭示済)

奈良市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第76号

奈良市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改

正する規則

奈良市保育の実施に関する条例施行規則(昭和62年奈良市規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表備考1の(1)中「第78条第2項第1号」を「第78条第1項、第2項第1号、第2号(地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)」に、「及び第95条第1項」を「並びに第95条第1項」に改め、同表備考1の(2)中「第41条の19の3第1項」を「第41条の19の5第1項」に改め、同表備考3中「から2人以上の」次に「就学前」を加え、同表備考3の表中「ア及びイ」を「備考3に掲げる施設を利用している上記」に改める。

附則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

(平成21年11月30日揭示済)

告 示

奈良市告示第595号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成21年11月16日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

道路改良工事(南永井町地内・北之庄八島線)ほか17件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(入札参加者に必要な資格)

- (1) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。(電子入札参加に必要な資格)

(1) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

(2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事及び建

築一式工事の等級がA及びBに格付されていること。

### 3 設計図書等を示す日時及び場所

#### (1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日  
を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定す  
る市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで  
（正午から午後1時までを除く。）

#### (2) 場所

告示日から平成21年11月19日までは閲覧コーナー、  
同月20日以降は監理課窓口

### 4 開札の場所

奈良市役所入札室

### 5 開札の日時

別表のとおり

### 6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定  
の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第  
2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

### 7 郵便入札に関する事項

#### (1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留

#### (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり

#### (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

#### (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証  
金を納付したことを確認できる書類の同封がされて  
いない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した  
入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法  
によらない入札書、期限までに到達しなかった入札  
書又は必要書類が同封されていない入札書

ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

### 8 郵便入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成21年11月19  
日まで（奈良市の休日  
を定める条例に規定する市の休日  
を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後  
1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書  
を監理課（場合によっては閲覧コーナー）に持参してく  
ださい。

### 9 郵便入札参加資格の審査及び決定

#### (1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工  
事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通  
知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、  
入札参加できません。

#### (2) 入札参加者の決定通知

平成21年11月20日までに入札参加申請者に通知しま  
す。

### 10 電子入札に関する事項

#### (1) 電子入札の入札参加申請期間

平成21年11月16日から11月19日までの午前9時から  
午後5時まで

#### (2) 電子入札の参加確認通知日

平成21年11月20日までに入札参加申請者に通知しま  
す。

#### (3) 入札書の提出期間

平成21年11月24日から入札日前日まで（奈良市の休  
日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前  
9時から午後5時まで

#### (4) 電子入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 他人のICカードを使用した入札

ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書  
及び内訳書が添付されていない入札書

エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札

オ その他市長の定める入札条件に違反した入札

#### (5) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工  
事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通  
知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、  
入札参加できません。

#### (6) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。

### 11 その他

#### (1) その他の詳細は、入札者心得によります。

#### (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈 良市契約規則によります。

#### (3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部監理課

電話 0742-34-4743

別表省略

（平成21年11月16日揭示済）

### 奈良市告示第596号

次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、地方  
自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項  
及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条  
の規定により次のとおり公告します。

平成21年11月16日

奈良市長 仲川元庸

### 1 入札に付する事項

#### (1) 工事名 近鉄西大寺駅南土地区画整理事業整備工 事（その3）

#### (2) 工事場所 奈良市西大寺国見町一丁目地内他

#### (3) 工事概要 工事延長 L=90.0m 雨水排水工 L=30.0m 雨水排水仮設 工一式 撤去工一式

- 区画道路整備工 L=60.0m 築造工  
一式 舗装工 一式 附帯工 一式 水道管移設工 一式
- (4) 工事期間 契約の日より、平成22年3月26日迄とする。
- (5) 予定価格 54,353千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限基準価格 43,853千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) 次の条件をすべて満たしていること。
- (ア) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (イ) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がAに格付されていること。
- (ウ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (エ) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (2) 技術提案書の提出  
入札参加者は、市長の定める様式により、入札説明書及び別添図面等を参考として、適切な施工計画を立案し、次のア及びイの内容を示した技術提案書を市長に提出すること。
- (ア) 施工計画について
- (イ) 企業の施工能力等について
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
- (1) 日時  
平成21年11月16日から平成22年1月8日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 奈良市総務部監理課  
なお、設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。
- 4 開札の場所及び日時  
奈良市役所 入札室  
平成22年1月12日 午前9時20分
- 5 技術提案書の提出期限等
- (1) 提出期限 平成21年12月8日午後4時まで
- (2) 提出場所 奈良市都市整備部都市計画室西大寺南区画整理事務所
- (3) 提出部数 1部（ただし、施工計画に係る技術的所見については、2部）
- (4) 提出方法 持参に限ります。
- (5) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- 6 入札保証金に関する事項  
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
- 7 電子入札に関する事項
- (1) 電子入札の入札参加申請期間

- 平成21年11月16日から11月19日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 電子入札の入札参加確認通知日  
平成21年11月20日
- (3) 入札書の提出期間  
平成21年12月18日から平成22年1月8日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (4) 電子入札の無効
- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 他人のICカードを使用した入札
- ウ 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書
- エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- オ その他市長の定める入札条件に違反した入札
- (5) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。
- 8 入札参加申請  
入札参加申請方法  
入札に参加するものは告示日から平成21年11月19日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、電子入札システムにおいて入札参加申請を行ってください。
- 9 入札参加資格の審査
- (1) 審査機関  
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
- (2) 入札参加者の決定通知  
平成21年11月20日までに、電子入札システムにおいて入札参加申請者に通知します。
- 10 落札者の決定方法等
- (1) 総合評価の方法及び落札者の決定基準  
本工事の総合評価に関する評価方法、評価項目及び加点基準は次のとおりとします。
- ア 入札参加者の「標準点」を100点とし、技術提案による「加算点」の最高点を14点として評価するものとします。
- イ 「加算点」は、次の表のとおり、評価項目ごとの評価及び配点に応じて与えます。

評価項目		加点基準
施工計画 (4点)	安全管理	現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られ、工夫かつその具体的な根拠及び効果がみられる。
企業の施工能力等 (10点)	企業の施工能力	工事成績評定点、表彰実績、ISO9000シリーズ、ISO14000シリーズ認証取得

配置予定技術者の能力	同種工事の施工経験
地域精通度	本店の所在地、地域内工事の実績
社会貢献・地域貢献	災害協定の締結

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行います。

エ 評価内容の担保

受注者の責により入札時の評価内容が履行されない場合は、その項目に応じ工事成績評定点において減ずるものとします。

オ 詳細は、入札説明書によります。

(2) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格であり、かつ、2の(3)の技術提案書の内容が適正である者のうち、(1)に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

(3) 落札者の決定通知

平成22年1月20日までに、入札参加者に通知します。

11 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市総務部監理課  
電話 0742-34-4743

(平成21年11月16日揭示済)

奈良市告示第597号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしますので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成21年11月16日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
林 淳一郎		あんま	平成21年11月4日
株式会社ふれあい 在宅マッサージ (澤登 拓、藤村	奈良県奈良市白 毫寺町835-1 大和紀寺ビル		

宏晃、近田 卓 生、林 淳一郎)	305号		
---------------------	------	--	--

(平成21年11月16日揭示済)

奈良市告示第598号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成21年11月18日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号  
平成21年10月9日 奈良市指令都整開 第09A-27号
- 検査済証の交付年月日及び番号  
(1) 開発行為 平成21年11月18日 第1193号
- 開発区域に含まれる地域  
奈良市神殿町294番1、295番1、295番2、296番、297番1、298番1及び741番3
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都港区台場2丁目3番2号  
昭和シェル石油株式会社  
代表取締役社長 新井 純  
(平成21年11月18日揭示済)

奈良市告示第599号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年11月18日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成21年11月13日
- 移動対象区域  
JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間  
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 引取時間  
午前9時から午後4時30分まで
- 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
- ア 移動費 自転車 2,000円  
原動機付自転車 4,000円
- イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 8 連絡先  
奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表  
(平成21年11月18日揭示済)

**奈良市告示第600号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年11月18日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成21年11月18日
- 3 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成21年11月18日揭示済)

**奈良市告示第601号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年11月18日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
  - 2 移動年月日  
平成21年11月15日
  - 3 移動対象区域  
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略
- (平成21年11月18日揭示済)

**奈良市告示第602号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年11月19日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
デイサービスゆうか	奈良県奈良市今市町361-6	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成21年11月1日 平成21年11月1日
株式会社結加	奈良県奈良市今市町361-6		

(平成21年11月19日揭示済)

**奈良市告示第603号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護

機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年11月19日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	ケアサービスわかくさ	奈良県奈良市東九条町311-9	有限会社ケアサービスわかくさ	平成20年12月5日
新	ケアサービスわかくさ	奈良県奈良市南京終町三丁目437-14		

		(平成21年11月19日揭示済)		その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。 平成21年11月19日 奈良市長 仲川元庸		
<b>奈良市告示第604号</b>						
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。						
整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
1	二名学園前線	鶴舞西町3142番地先から 学園北一丁目3060番4地先まで	前	5.9～11.6	105.00	
			後	8.5～12.0	105.00	
		(平成21年11月19日揭示済)		始します。 その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。 平成21年11月19日 奈良市長 仲川元庸		
<b>奈良市告示第605号</b>						
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成21年11月19日から次のように道路の供用を開						
整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考	
1	二名学園前線	鶴舞西町3142番地先から 学園北一丁目3060番4地先まで	8.5～12.0	105.00		
		(平成21年11月19日揭示済)		止します。 その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。 平成21年11月19日 奈良市長 仲川元庸		
<b>奈良市告示第606号</b>						
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成21年11月20日から次のように道路の供用を廃						
整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考	
1	西部第725号線	中町4765番1地先から 石木町876番地先まで	0.5～2.3	155.0		
		(平成21年11月19日揭示済)		2 縦覧場所 奈良市都市整備部都市計画室都市計画課 (平成21年11月20日揭示済)		
<b>奈良市告示第607号</b>						
平成21年11月27日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。 平成21年11月20日 奈良市長 仲川元庸 (平成21年11月20日揭示済)						
<b>奈良市告示第608号</b>						
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。 平成21年11月20日 奈良市長 仲川元庸						
1 変更に係る都市計画道路の名称 3・4・113号 芝辻大森線						
奈良市公共工事の発注見通しの公表に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。 平成21年11月20日 奈良市長 仲川元庸 奈良市公共工事の発注見通しの公表に関する要綱の一部を改正する告示 奈良市公共工事の発注見通しの公表に関する要綱（平成14年奈良市告示第507号）の一部を次のように改正する。 第4条第1項第1号中「財務部監理課」を「監理課及び奈良市ホームページ」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。 (2) 閲覧期間 公表の日から当該年度の末日までとする。ただし、監理課での閲覧は、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。						

(3) 閲覧時間 監理課での閲覧は、午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

第5条中「財務部監理課」を「監理課」に改める。

附則

この告示は、平成21年11月20日から施行する。

(平成21年11月20日揭示済)

**奈良市告示第610号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年11月20日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年11月19日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年11月20日揭示済)

**奈良市告示第611号**

奈良市表彰条例（昭和33年奈良市条例第1号）第7条の規定に基づき平成21年度被表彰者の氏名等を次のとおり公示します。

平成21年11月20日

奈良市長 仲川元庸

有功表彰の部（24名、内2名氏名等公表辞退）

氏名	住所	事績
藤原 昭	右京五丁目	条例第3条第1項第1号
西本 守直	五条一丁目	条例第3条第1項第2号
松岡 克彦	あやめ池南七丁目	条例第3条第1項第2号
森田 功	高天町	条例第3条第1項第4号
村田 伊代子	奈良阪町	条例第3条第1項第4号
山藤 恵里	西登美ヶ丘八丁目	条例第3条第1項第4号
森岡 巖	阪新屋町	条例第3条第1項第5号
森田 英男	宝来三丁目	条例第3条第1項第6号
木下 和子	瓦堂町	条例第3条第1項第6号
田中 孝次	南京終町三丁目	条例第3条第1項第6号

坪井 和枝	東九条町	条例第3条第1項第6号
川上 志郎	三碓一丁目	条例第3条第1項第6号
川崎 清	京都市左京区	条例第3条第1項第6号
大津 克己	木津川市	条例第3条第1項第6号
今中 脩雄	横領町	条例第3条第1項第6号
星野 民嗣	京都市西京区	条例第3条第1項第6号
戸坂 勝利	宇陀市	条例第3条第1項第6号
吉田 久信	西九条町	条例第3条第1項第6号
宮前 利治	白毫寺町	条例第3条第1項第6号
益田 恵吉	紀寺町	条例第3条第1項第6号
筑瀬 寛之	東九条町	条例第3条第1項第6号
中本 岩男	西大寺野神町一丁目	条例第3条第1項第6号

功労表彰の部（52名、内4名氏名等公表辞退）

氏名	住所	事績
岡本 吉弘	法蓮町	条例第4条第1号
野村 武文	菅原町	条例第4条第1号
田淵 利和	神功一丁目	条例第4条第1号
長谷川 敏峰	あやめ池北一丁目	条例第4条第1号
生駒 博	古市町	条例第4条第1号
長谷川 龍一	大和郡山市	条例第4条第1号
沢井 啓祐	法蓮町	条例第4条第1号
前田 昭	高畑町	条例第4条第3号
中谷 厚行	高畑町	条例第4条第3号
関 喜和	水門町	条例第4条第3号
尾形 季久雄	中筋町	条例第4条第3号
飯田 善之	三条町	条例第4条第3号
千載 嘉男	陰陽町	条例第4条第3号
中西 行男	南京終町二丁目	条例第4条第3号
武田 金太郎	南京終町五丁目	条例第4条第3号
吉崎 哲夫	宝来二丁目	条例第4条第3号
松田 博	宝来四丁目	条例第4条第3号
泉谷 明	山陵町	条例第4条第3号
長谷川 教彦	佐保台西町	条例第4条第3号
井倉 亀代司	青山七丁目	条例第4条第4号
北岡 明	西木辻町	条例第4条第4号
稲葉 幸子	中辻町	条例第4条第4号
萩原 ミチ子	南京終町四丁目	条例第4条第4号
奥田 順美	油阪町	条例第4条第4号
宮武 成夫	学園大和町六丁目	条例第4条第4号
清水 幸子	中登美ヶ丘一丁目	条例第4条第4号
奥谷 滋	朱雀五丁目	条例第4条第4号

相馬秀廣	藤ノ木台二丁目	条例第4条第4号
前迫ゆり	京都市下京区	条例第4条第4号
松村佳子	大和郡山市	条例第4条第4号
池澤由春	菅原町	条例第4条第4号
吉松道雄	菅原町	条例第4条第4号
西上晴樹	菅原町	条例第4条第4号
平尾俊雄	邑地町	条例第4条第5号
追山重法	三碓三丁目	条例第4条第5号
福井博久	北椿尾町	条例第4条第5号
畑中禮	井上町	条例第4条第5号
今中康裕	法蓮町	条例第4条第5号
今西勝	大安寺七丁目	条例第4条第5号
西村吉明	生駒市	条例第4条第6号
東井俊二	高畑町	条例第4条第6号
衛藤壽昭	学園南一丁目	条例第4条第6号
舘野哲朗	生駒市	条例第4条第6号
西井裕善	生駒市	条例第4条第6号
千崎佑二	東九条町	条例第4条第6号
溝邊泰栄	二条町二丁目	条例第4条第6号
竹本千鶴	神功三丁目	条例第4条第6号
中室克彦	枚方市	条例第4条第6号

善行表彰の部（4名、内2名氏名等公表辞退）

氏名	住所	事績
植西剛史	東京都港区	条例第5条第1号
岩本潤三	右京四丁目	条例第5条第1号

(平成21年11月20日揭示済)

奈良市告示第612号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年11月24日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成21年11月22日
- 移動対象区域  
JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年11月24日揭示済)

奈良市告示第613号

奈良市巨樹等の保存及び緑化の推進に関する条例（平成14年奈良市条例第51号）第14条第1項の規定により保存樹の指定を解除したので、同条例第2項において準用する同条例第7条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成21年11月24日

奈良市長 仲川元庸

指定解除番号	樹木の内容	
15-008	樹木の名称	クヌギ
	所在地	奈良市西ノ京町388番地 薬師寺境内

(平成21年11月24日揭示済)

奈良市告示第614号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年11月25日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成21年11月25日
- 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年11月25日揭示済)

奈良市告示第615号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年11月26日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成21年11月26日
- 移動対象区域  
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年11月26日揭示済)

奈良市告示第616号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成21年11月26日

奈良市長 仲川元庸



申請者住所	奈良市四条大路二丁目2番13号
申請者氏名	有限会社 いこま住研 取締役 生駒 堅治
道路の位置	奈良市富雄北二丁目405-40及び405-41の一部
道路の幅員	最大5.00m 最小4.00m
道路の延長	15.45m
指定年月日	平成21年11月26日
指定番号	第21014号

(平成21年11月26日揭示済)

奈良市告示第617号

3 特定施設の構造に関する事項

特定施設の種類の	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第72号に掲げるし尿処理施設
種類及び形式	汚泥発酵機、汚泥脱水機
能力	余剰汚泥 9.0m <sup>3</sup> /日(含水率98%換算)
工事着手予定年月日	法第5条第1項の許可後
工事完成予定年月日	着工後6ヶ月
使用開始予定年月日	完成後

4 特定施設の使用の方法に関する事項

使用時間間隔	0時から24時まで		
1日当たりの使用時間	24時間		
使用の季節的変動	なし		
汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度(pH)	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(BOD)(単位 mg/l)	200	200
	化学的酸素要求量(COD)(単位 mg/l)	120	120
	浮遊物質(S S)(単位 mg/l)	250	250
	窒素含有量(単位 mg/l)	50	50
汚水等の量(m <sup>3</sup> /日)	通常	最大	
	21	21	
備考	特定施設からの汚水は既設し尿処理施設の調整槽に戻り処理を行う。		

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請がありましたので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示します。

なお、当該申請に際し添付のあった当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から3週間奈良市企画部環境保全課(奈良市二条大路南一丁目1番1号)において公衆の縦覧に供します。

平成21年11月27日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地  
近畿日本鉄道株式会社 取締役社長 小林 哲也  
大阪市天王寺区上本町六丁目1番55号
- 2 工場又は事業所の名称及び所在地  
登美ヶ丘第11次1期住宅地汚水処理施設  
奈良市中登美ヶ丘六丁目6番1号

## 5 汚水等の処理の方法に関する事項

種類及び型式	合併処理浄化槽				
構造	鉄筋コンクリート造				
能力	日平均汚水量：3,600m <sup>3</sup> /日				
処理の方式	凝集剤添加型膜分離活性汚泥方式				
使用時間間隔	0時から24時まで				
1日当たりの使用時間	24時間				
使用の季節的変動	なし				
汚水等の処理状態及び量	項目	通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後
	水素イオン濃度 (pH)	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (BOD) (単位 mg/1)	200	5	200	5
	化学的酸素要求量 (COD) (単位 mg/1)	120	10	120	10
	浮遊物質 (SS) (単位 mg/1)	250	5	250	5
	窒素含有量 (単位 mg/1)	50	10	50	10
	リン含有量 (単位 mg/1)	5	0.5	5	0.5
	大腸菌群数 (単位 個/cm <sup>3</sup> )	無数	3,000以下	無数	3,000以下
量 (m <sup>3</sup> /日)	21	21	21	21	
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	堆肥 148kg/日×30日=4,440kg/月 場外搬出				

## 6 排出水の汚染状態及び量に関する事項

排出水の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度 (pH)	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (BOD) (単位 mg/1)	5	5
	化学的酸素要求量 (COD) (単位 mg/1)	10	10
	浮遊物質 (SS) (単位 mg/1)	5	5
	窒素含有量 (単位 mg/1)	10	10
	リン含有量 (単位 mg/1)	0.5	0.5
汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常	最大	
	3,600	3,600	
備考	特定施設からの汚水は既設し尿処理施設の調整槽に戻り処理を行うため、特定施設の設置の前後で排出水の汚染状態及び量は変わらない。		

(平成21年11月27日揭示済)

奈良市告示第618号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例 (昭和59年奈良

市条例第23号) 第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年11月27日

奈良市長 仲川元庸

(平成21年11月27日揭示済)

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
  - 2 移動年月日  
平成21年11月27日
  - 3 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺及び近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

奈良市告示第619号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、地域密着型サービス事業者を指定しましたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により公示します。

平成21年11月27日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	主たる事務所の所在地	名称	
2990100071	奈良市南紀寺町五丁目53番地5	財団法人 信貴山病院 ハートランドケア デイサービス紀寺	奈良県生駒郡三郷町 勢野北4丁目13番1	財団法人 信貴山病院 理事長 竹林 和彦	平成21年 12月1日

(平成21年11月27日揭示済)

以下省略

(平成21年11月30日揭示済)

奈良市告示第620号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第2条の規定により、街区の区域等を次のとおり変更します。

平成21年11月30日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更の年月日  
平成21年11月30日
- 2 街区の区域
  - (1) 西大寺北町一丁目の一部  
別図1を別図2に示すとおり変更します。
  - (2) 平松五丁目の一部  
別図3を別図4に示すとおり変更します。
- 3 街区の区域及び街区符号
  - (1) 二条大路南四丁目の一部  
別図5を別図6に示すとおり変更します。

別図1から別図6まで省略

(平成21年11月30日揭示済)

奈良市告示第621号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年11月30日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成21年11月30日
- 3 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

訓令甲

奈良市訓令甲第8号

庁中一般  
関係各所

奈良市建設工事入札参加者等審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年11月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市建設工事入札参加者等審査会規程の一部を改正する訓令

奈良市建設工事入札参加者等審査会規程（昭和61年奈良市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「関係職員」の次に「又は学識経験者等」を加え、「徴することができる」を「聴くものとする」に改める。

附則

この訓令は、平成21年11月24日から施行し、この訓令による改正後の奈良市建設工事入札参加者等審査会規程の規定は、同月2日から適用する。

(平成21年11月24日揭示済)

監査

奈良市監査委員告示第21号

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第4項の規定により通知したので次のとおり公表します。

平成21年11月27日

奈良市監査委員	吉田	肇
同	中和田	守
同	北	良晃

同 山中益敏  
奈監第123号  
平成21年11月24日

請求人

奈良市左京二丁目2番地の2 3-104

後藤恭平様

奈良市監査委員 吉田 肇

同 中和田 守

同 北 良 晃

同 山中益敏

住民監査請求の結果について（通知）

平成21年10月1日付けで提出のあった住民監査請求については、同月7日付けで受理し、地方自治法第242条第4項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

記

1 監査対象

奈良市環境清美部環境清美工場

2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、平成21年10月19日、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

3 関係人の事情聴取

地方自治法第199条第8項の規定により、平成21年10月19日、環境清美部長、同部環境清美工場長に対し事情聴取を行った。

4 請求の要旨（原文のとおり）

1. 奈良市は、環境清美工場内の粗大ごみ処理施設を「粗大ごみ処理施設破砕機爆発に伴う応急修理」（修理期間 平成20年7月7日～平成20年7月31日）として修理をした。

その後、物件修理として「粗大ごみ処理施設定期点検修理及びその他補修」（修理期間 平成20年11月28日～平成21年3月6日）として点検修理を行っているが、その内容に下記項目が含まれている。

- 1) 爆発による損傷箇所復旧補修
- 2) 蒸気防爆システムの復旧及び更新工事

2. 粗大ごみ処理施設破砕機の爆発は平成20年6月25日午前9時25分頃に発生したものである。環境清美部は事故直後に有機溶剤系（シンナー）の臭いがしたと説明している。

3. 今回の爆発事故に関する原因を調べるため、関係すると考えられる行政文書の開示を行ったが、下記に示す重要な書類が全て不存在との回答である。

- 1) 粗大ごみ処理施設の点検・整備記録（6月25日直近のもの）
- 2) 粗大ごみ処理施設の運転人員配置
- 3) その他プラスチック減容機燃料（灯油）使用量
- 4) ボイラー（防爆用）運転日誌（記録）（蒸気発生量の記載を含む）
- 5) 運転マニュアル（運転要領書）
- 6) 酸素濃度記録（トレンド）

しかし、運転マニュアルが存在しないのは唐突すぎるとして申し入れを行い、奈良市から「業者に問合せの上、取寄せの可否について連絡する。」との回答を得た。

4. 平成21年4月初旬、運転マニュアルの開示を受けた。

「運転マニュアル」[資料1]によると、

1) 破砕機内酸素濃度が12%にまで下がったら「連動運転スイッチ」を入れてください。（頁No.14）

2) 起動後の設定値

(1) 灯油ボイラ側の主蒸気弁を開き、蒸気流量が3 t/h以下になるように徐々にQICA弁を手動にて操作する。

(2) QICA弁は3式あり、それぞれ上・中・下部の酸素濃度計に対応している。上・中・下、3ヶ所の酸素濃度が一様に11%以下になるようにQICA弁を手動操作する。

(3) 3ヶ所の酸素濃度が、10.5%になればQICA-51を自動に切り換える。

(4) Hr-55、56を手動から自動に切り換える。

(5) 酸素濃度が、10.5%に下がるとNo.2受入コンベア、No.1受入コンベア、供給コンベアが自動起動します。なお、ごみを早く移送したい場合は酸素濃度が11%以下になってから、No.2受入コンベア、No.1受入コンベア、供給コンベアの順に起動してください。と記載されている。なお（ポイント）として、酸素濃度が11%以下にならないとNo.2受入コンベアが起動できないインターロックが設けられている。（頁No.17）

と運転手順を記している。

しかし、「粗大ごみ処理施設日報」[資料2]に記録されているO<sub>2</sub>濃度は下表の値である。

日付		O <sub>2</sub> 濃度 (%)			運転時間 (h)	備考
		上	中	下		
6月17日	最大値	16.7	17.8	16.8	2.0	
	最小値	14.3	15.3	15.2		
6月18日	最大値	17.3	19.0	17.3	8.0	
	最小値	13.6	14.8	13.4		
6月19日	最大値	17.5	18.6	17.7	11.0	
	最小値	12.2	13.7	11.8		
6月20日	最大値	18.0	19.2	17.9	8.0	
	最小値	12.4	15.1	12.4		
6月24日	最大値	18.3	19.5	18.1	8.0	
	最小値	14.2	15.5	12.8		
6月25日	最大値	17.8	19.4	17.4	2.0	
	最小値	15.5	17.1	16.0		

5. 「粗大ごみ処理施設日報」に記録されているO<sub>2</sub>濃度であると防爆装置が作動し、受入コンベアが作動しな

のようにインターロックされている状態である。  
しかし、連日受入コンベアは問題なく作動し、破碎機も運転している。これらの状況から判断すると、故意に防爆安全装置を解除した杜撰な運転が日常的に行われていたものであることが判る。

また、管理者も「粗大ごみ処理施設日報」から、防爆装置が解除されている危険性を容易に把握できたにもかかわらず、これを放置しており管理怠慢の責任を免れることはできない。

6. 粗大ごみ処理施設破碎機爆発に伴う補修費

1) 物件修理契約書 [資料3]

(1) 修理物件 粗大ごみ処理施設 破碎機爆発に伴う  
応急修理

(2) 契約金額 金 7,350,000円

(3) 着手時期 平成20年7月7日

(4) 履行期限 平成20年7月31日

2) 物件修理契約書 [資料4]

(1) 修理物件 粗大ごみ処理施設 定期点検修理及び  
その他修理

(2) 契約金額 金 94,500,000円

(3) 着手時期 平成20年11月28日

(4) 履行期限 平成21年3月6日

このうち

① 爆発による損傷箇所復旧工事

金 8,744,000円 (税抜)

② 蒸気防爆システムの復旧及び更新工事

金 28,783,000円 (税抜)

③ 現場管理費 (按分)

$9,979,000 \times 0.56 = 5,588,000$ 円

④ 事務管理費 (按分)

$1,359,000 \times 0.56 = 761,000$ 円

⑤ 一般管理費 (按分)

$11,729,000 \times 0.56 = 6,568,000$ 円

⑥ 小計

①+②+③+④+⑤=50,444,000円

⑦ 取引に係る消費税及び地方消費税

金 2,522,200円

⑧ 合計

⑥+⑦=金 52,966,200円

3) 補修費合計=1)+2)

$7,350,000 + 52,966,200 = 60,316,200$ 円

但し、1)の応急修理については監査請求期間を過ぎていたため除外とすると、杜撰な運転と管理怠慢によって発生した損失額は、

金 52,966,200円になる。

7. 奈良市は三井住友海上火災保険株式会社と「ごみ処理プラント保険」に関し、特約を締結している。[資料5]

「奈良市環境清美工場 プラント保険特約書」の(1)粗大ごみ処理施設の項目では、

① 機械保険

保険金額 10億円 (免責20万円)

保険料 1,560,000円

② 施設賠償責任保険

填補限度額 1億円

保険料 10,000円

となっており、破碎機の爆発によって発生した損失額は、基本的に保険金で賄える範囲と思われる。

8. 「賠償責任保険普通保険約款」によると、

1) (保険金の請求)

損害が確定した日から30日以内に損害を証明する書類を保険証券に添えて当会社に提出。

2) (保険金の支払)

前条の請求を受けた日から30日以内に保険金を支払います。ただし、当社がこの期間内に必要な調査を終了することができないときは、これを終えたのち、遅滞なく保険金を支払います。

となっている。しかし、爆発事故後15ヶ月を経過した平成21年9月現在、保険金は未だ支払われていない。

9. 「ごみ処理プラント保険」と復旧工事との関連は不明であるが、奈良市は、①爆発による損傷箇所復旧工事 ②蒸気防爆システムの復旧及び更新工事を平成21年3月6日にすでに終えている。

しかし、破碎機の爆発は前述の通り、防爆安全装置の機能を故意に解除して運転及び管理をしていた事が原因で、人為的に引き起こされたものであることは明らかである。

したがって、当該粗大ごみ処理施設定期点検修理及びその他修理に含まれている「爆発による損傷箇所復旧工事」及び「蒸気防爆システムの復旧及び更新工事」の費用を奈良市が不当に支払いしている。市長は、奈良市が被った損害金を奈良市環境清美部の管理者及び当事者に返還させる等の必要な措置を講ずるよう求める。

5 監査対象事項

粗大ごみ処理施設破碎機の爆発による損傷箇所の復旧補修等の費用が、違法・不当な公金支出にあたるかどうか。

6 監査の結果

関係人からの事情聴取等による事実関係は、以下のとおりである。

(1) 奈良市の粗大ごみ処理施設は、平成元年11月22日に爆発火災事故が発生し、設備及び建物に大きな損傷を受けた。本市は、爆発火災事故の再発防止に向け、有識者(大学教授)8名で構成された専門委員会及び安全工学協会(現、特定非営利活動法人 安全工学会)の指導を受けながら、本施設の安全対策として以下の工事が施工されたこと。

ア 搬入ごみのダンピングチェック対策工事

イ 破碎機内部雰囲気調整対策工事

ウ 爆発圧力放散対策工事

- エ 搬出コンベア延焼防止対策工事
- オ その他の安全防災機能向上対策工事
- カ その他の関連工事

- (2) 奈良市環境清美工場では、搬入ごみのダンピングチェック対策として、搬入された粗大ごみや不燃ごみに危険物が紛れていないか確認するため、一旦、点検ヤードに広げられ、作業員が手作業でスプレー缶やカセット式ガスボンベなどの危険物を除去した後、ブルドーザーで踏み潰し安全確認を行っている。この様に、出来る限り破碎機内に危険物が混入しないよう対策を講じ、粗大ごみ処理施設のごみピットに投入されていること。
- (3) 破碎機内部雰囲気調整対策として、破碎機内部及びその隣接部（以下「破碎機内」という）に不活性ガスとして水蒸気を吹き込み、破碎機内の酸素濃度を一般的な可燃性物質（気体燃料類、液体燃料類及びシンナー等）の限界酸素濃度以下に保つことにより、これらのガスによる爆発を抑制する水蒸気吹込式防爆装置が採用された。これは、非常に効果的な装置と期待されているが、アセチレンや火薬など空気を必要としない物の爆発には効果がないこと。また、プロパンガス、ブタンガスなどには効果があるとされていても、密閉容器の中でガスと酸素が混入した状態で破碎された場合には、爆発する危険性があることから、すべての爆発を防ぐことは不可能であること。このことを前提に、爆発が起こった場合に被害を最小限にすることが大切であり、そのための対策が爆発圧力放散対策、搬出コンベア延焼防止対策及びその他の安全防災機能向上対策であること。
- (4) 破碎機内の上段・中段・下段の3ヶ所に酸素濃度計が設置されており、酸素濃度が一定の値まで下がらないと破碎機内にごみを投入するNo.1受入コンベア、No.2受入コンベア及び供給コンベア（以下「コンベア」という）が作動しないようインターロックが働くようになっている。

破碎機内は破碎されたごみや埃が飛散している劣悪な環境のため、水蒸気の吹き込みを行っているにもかかわらず、事実関係(5)で後述するが酸素濃度計が高い値を示し、インターロックが働きコンベアが頻繁に停止した。このため、粗大ごみが場内に溢れるなど作業面で問題となり、インターロックを解除したこと。これは、あくまでも酸素濃度計の数値によりコンベアを停止するインターロックを解除したものであり、防爆装置である破碎機内の酸素濃度を下げたための水蒸気の吹き込みを停止したものではないこと。このことは、粗大ごみ日報に記録されている水蒸気の吹き込み量を見てもわかる。

水蒸気の吹き込み量のコントロールは、酸素濃度により行う方式と水蒸気の飽和温度を測定して行う方式とがある。本市の破碎機の製造メーカーである日立造船(株)によると、酸素濃度と水蒸気の飽和温度の関係から、本市の施設では破碎機内温度を約80℃以上にするこ

とで限界酸素濃度を守れることになり爆発が抑制されること。このことから、本市の作業員は運転マニュアルに記載されている酸素濃度計に頼ることなく、破碎機内の水蒸気の飽和温度を監視することにより、破碎機内の酸素濃度が限界酸素濃度以下に保たれていると認識し運転していたこと。

- (5) 破碎機内の酸素濃度計の値が高く表示されていた理由としては、分別収集されているものの、様々な種類のごみが破碎機に投入されているため、破碎機内は破碎されたごみ、特にビニール系のごみや埃が大量に飛散している。酸素濃度計は、破碎機内の空気を吸引できるように、破碎機内のケーシングの側壁に穴を開け、酸素濃度計取付ノズルが設置され、その末端に取り付けられている。酸素濃度を測定する際、破碎機内の空気をサンプリングのため強制的に吸引しているが、吸引口にビニールなどが吸い寄せられ、吸引口が半ば塞がれた状態になり、酸素濃度計取付ノズルの内部清掃用の点検扉の隙間から外気を吸い込んで酸素濃度計の値が高くなったこと。

今回の爆発事故後、吸引口周辺の改造が行われ、吸引口前にごみの侵入を防ぐためのプロテクタが取り付けられたことに加え、吸引口の口径を100mmから200mmに広げられたことなどにより、ビニールなどで吸引口が塞がれる問題は解消された。その結果、従来までの水蒸気の吹き込み量以下であっても酸素濃度計の値が低くなっていること。このため現在では、インターロックを解除することなく運転されていること。

- (6) 平成20年6月25日に発生した粗大ごみ処理施設の爆発については、奈良市消防署が原因を調査したが、出火原因は不明であること。
- (7) 施設整備の管理については、正常に設備が稼働できるように「粗大ごみ処理施設定期点検その他補修」として日立造船(株)に保守点検を毎年行わせていること。
- (8) 奈良市は粗大ごみ処理施設の機械保険に加入しており、今回の爆発事故に対する保険金28,790,206円が、平成21年8月20日付で三井住友海上火災保険(株)から奈良市会計管理者口座に振り込まれていること。

以上のことから考査すると、奈良市の粗大ごみ処理施設は、平成元年11月に発生した爆発火災事故の再発防止を図るため、防爆対策として破碎機内の酸素濃度を下げて爆発を抑制するという、当時としては最新の水蒸気吹込み方式が採用された。しかし、この方式も防爆対策の一手法であり、事実関係(3)のとおりすべての爆発を防ぐ万全の策であるとは言えないのである。奈良市では、平成12年1月から全市9種分別収集（缶・瓶3種類・ペットボトル・飲料用紙パック・その他プラスチック・燃やせるごみ・燃やせないごみ・大型ごみ・有害ごみ）が本格的に実施され、分別指導に加え、スプレー缶などは穴を開けて排出するよう指導もされてきた。しかも、破碎機内での爆発事故を未然に防ぐため、事実関係(2)のとおり作業員が危険物の除去にあたっているところである。

しかしながら、全国の粗大ごみ処理施設及び収集車において、一部の排出者の不適切な排出方法によるスプレー缶やカセット式ガスボンベなどの爆発火災事故が発生している現状に鑑みても、粗大ごみ処理施設において完全に爆発が生じないと考えるのは難しいと思料するところである。

請求人は、運転マニュアルに則って操作しなかったことが今回の爆発事故を発生させたとしているが、まずインターロックを解除したことについては、事実関係(4)のとおり水蒸気の吹き込みを行っていたにもかかわらず、酸素濃度計が高い値を示し、インターロックが働いたことによりコンベアが頻繁に停止したため、インターロックを解除したものである。場内に粗大ごみが溢れ、市民生活に支障を来さないためにもインターロックの解除はやむを得なかったものと思われる。しかし、防爆装置である破碎機内の酸素濃度を下げたための水蒸気の吹き込みを停止したものではないことは、粗大ごみ日報の水蒸気の吹き込み量を見ても明らかである。このことに問題がなかったことは、安全対策工事が施工された平成元年から今回の爆発事故まで20年近く破碎機内での大きな爆発事故がなかったことで証明されていると言える。

次に、事故当時の酸素濃度計の値が高かったことについては、上記(5)のとおり酸素濃度を測定する際、破碎機内の空気をサンプリングのため強制的に吸引しており、吸引口が飛散したごみにより半ば塞がれた状態になり、酸素濃度計取付ノズルの内部清掃用の点検扉の間隙から外気を吸い込んでいたものである。事実、今回の爆発事故後、吸引口周辺の改造が行われたことにより、従来の水蒸気の吹き込み量以下であっても、酸素濃度計の示す値は低く限界酸素濃度以下に保たれている。このことから、事故当時の水蒸気の吹き込み量であれば、破碎機内の酸素濃度が限界酸素濃度以下に保たれていたものと推察される。

また、今回の爆発事故の原因については、奈良市消防署でも不明であり因果関係を完全に立証することは困難である。

しかも、今回の爆発事故に対する保険金が支払われていることから、奈良市の故意過失による事故でないことは確かである。

以上のことから、違法性、不当性は認められず、本件請求には理由がないと認め棄却する。

(平成21年11月27日揭示済)

奈良市監査委員告示第22号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成21年11月30日

奈良市監査委員 吉田 肇  
同 中和田 守  
同 北 良 晃

同 山中 益 敏  
人権施策課  
監査結果公表日 平成21年1月5日(奈良市監査委員告示第2号)  
措置結果通知日 平成21年10月27日

【監査の結果】	【措置の内容】
<p>(1) 回収管理組合返戻金(住宅新築資金等貸付金)の滞納繰越分の収入未済額は、多額となっている。</p> <p>住宅新築資金等貸付金の未収債権の移管先である奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合に徴収強化を要望されたい。</p> <p>(2) 生業資金貸付金の滞納繰越分の収入未済額は、平成元年度から徴収されておらず金額の変更がない。また、制度自体も平成8年度末をもってすでに廃止されているので、追跡調査及び分析を徹底的に行い、やむを得ない場合には法に基づき処分することも検討された。</p>	<p>(1) 平成21年5月に回収管理組合と奈良市との会議の場において、回収状況の報告及び推進方法の協議を行いました。当市としても滞納額の回収向上を申し入れています。債務者の高齢化や厳しい経済状況下にありますが、回収管理組合では滞納の長期化予防策や法的措置(支払督促申し立て・抵当権実行の申し立て・競売申し立て等)を行っています。当市としても戸籍、住民票、生活保護受給調査等、組合との連携を密にし、滞納額の回収向上に向けて努力している状況です。</p> <p>(2) 借受人・保証人の住所・生活状況(生活保護受給の有無)等の調査が完了しました。調査の結果、借受人死亡が19件(相続人関係図書作成)、保証人死亡が42件(1件につき保証人2名)でした。生活状況調査では、生活保護受給者は借受人6件、保証人8件でした。また保証人の内、居所不明が2件となっています。これらの調査等に時間がかかりましたが、上記の厳しい状況を踏まえ、公正・公平に回収業務の進め方を検討しています。</p>

(平成21年11月30日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第40号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成21年11月16日

奈良市水道事業管理者  
福村圭司

1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内あやめ池南一丁目地内ほか5件(工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成21年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局4階 大会議室(北側)

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 簡易書留、一般書留
- (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札  
キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札  
ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成21年11月19日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成21年11月20日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200(内線)223

別表省略

(平成21年11月16日揭示済)

奈良市水道局告示第41号

奈良市水道局指定給水装置工事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成21年11月20日

奈良市水道事業管理者  
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	届出日
北浦工務店	代表者 北浦 照美	奈良市古市町1219番地の2	平成21年 11月10日

(平成21年11月20日揭示済)

奈良市水道局告示第42号

奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年11月24日



奈良市水道事業管理者  
福村圭司

奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会要綱の一部を改正する告示

奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会要綱（昭和61年奈良市水道局告示第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「関係職員」の次に「若しくは当該業務分野の学識経験者等」を加え、「徴し」を「聴き」に改める。

附 則

この告示は、平成21年11月24日から施行し、この告示による改正後の奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会要綱の規定は、同月2日から適用する。

(平成21年11月24日揭示済)

奈良市水道局告示第43号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成21年11月26日

奈良市水道事業管理者  
福村圭司

別表第1（第2条関係）

名称	代表者氏名	所在地	指定日
岩田設備工業	岩田 憲之	奈良県御所市蛇穴657	平成21年11月10日
ヒロセ設備	廣瀬 武司	奈良県桜井市大字外山900番地の1	平成21年11月19日

(平成21年11月26日揭示済)

奈良市水道局管理規程第10号

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年11月30日

奈良市水道事業管理者  
福村圭司

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程等の一部を改正する規程

(奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部改正)

第1条 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年奈良市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

給 料 表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700	467,500	532,800
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	416,200	470,600	536,000
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,700	473,700	539,200
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	421,200	476,800	542,400
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,600	423,500	479,800	545,600
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	379,200	425,900	482,900	548,100
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,800	428,300	486,000	550,600
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	384,400	430,700	489,100	553,100
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	387,000	433,000	492,100	555,600
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,700	435,300	495,200	557,500
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	392,400	437,600	498,300	559,300
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	395,100	439,800	501,400	561,200
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,700	442,000	504,400	563,000
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	400,000	444,000	506,800	564,500
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	402,400	446,000	509,200	566,000
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,800	448,000	511,600	567,500
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,700	407,100	450,000	514,100	569,000
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,700	409,200	451,800	515,600	570,200
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,700	411,300	453,600	517,100	571,400
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,700	413,400	455,400	518,600	572,600
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,800	415,500	457,200	519,800	573,800
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,700	417,500	458,700	521,300	
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,700	419,500	460,200	522,800	
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,700	421,500	461,700	524,300	
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,700	371,800	423,600	463,200	525,600	

	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,700	373,800	425,200	464,600	526,800
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,700	375,800	426,800	466,000	528,000
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,700	377,800	428,400	467,400	529,200
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,600	379,800	430,100	468,600	530,400
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,500	381,700	431,400	469,400	531,300
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,400	383,600	432,700	470,200	532,200
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,300	385,500	434,000	471,000	533,100
	33	185,800	242,100	282,700	328,600	357,200	387,300	435,300	471,800	534,000
	34	187,300	243,600	284,600	330,600	359,000	389,000	436,600	472,600	534,900
	35	188,800	245,100	286,500	332,700	360,800	390,700	437,900	473,400	535,800
	36	190,300	246,700	288,400	334,800	362,600	392,400	439,100	474,200	536,700
	37	191,600	248,000	290,100	336,700	364,500	394,100	440,400	475,000	537,600
	38	192,900	249,600	291,900	338,700	365,900	395,300	441,300	475,800	538,500
	39	194,200	251,200	293,700	340,700	367,400	396,500	442,200	476,600	539,400
	40	195,500	252,800	295,500	342,700	368,900	397,700	443,100	477,400	540,300
	41	196,900	254,200	297,400	344,600	370,400	398,900	443,900	478,200	541,200
	42	198,200	255,600	299,100	346,500	371,600	400,100	444,700	478,900	
	43	199,500	257,000	300,800	348,400	372,800	401,300	445,500	479,700	
	44	200,800	258,400	302,500	350,300	374,000	402,500	446,300	480,500	
	45	202,000	259,700	304,200	352,200	375,000	403,500	447,100	481,300	
	46	203,300	261,100	305,900	353,800	375,900	404,200	447,900		
	47	204,600	262,500	307,600	355,400	376,800	404,900	448,700		
	48	205,900	263,900	309,300	357,000	377,700	405,600	449,500		
	49	207,100	265,200	310,800	358,700	378,700	406,400	450,100		
	50	208,200	266,400	312,400	359,900	379,500	407,100	450,900		
	51	209,300	267,700	314,000	361,100	380,300	407,800	451,700		
	52	210,400	269,000	315,600	362,300	381,100	408,500	452,500		
	53	211,600	270,100	317,300	363,300	382,000	409,300	453,100		
	54	212,600	271,400	318,900	364,400	382,700	410,000	453,900		
	55	213,600	272,700	320,500	365,400	383,400	410,700	454,700		
	56	214,600	274,000	322,100	366,500	384,100	411,400	455,500		
	57	215,400	275,200	323,600	367,400	384,800	412,100	456,100		
	58	216,400	276,300	324,800	368,100	385,500	412,800	456,900		
	59	217,300	277,400	326,000	368,800	386,200	413,500	457,700		
	60	218,300	278,500	327,200	369,500	386,900	414,200	458,500		
	61	219,200	279,700	328,300	370,100	387,400	414,800	459,100		
再任職員以外の職員	62	220,200	280,700	329,300	370,800	388,100	415,500			
	63	221,200	281,700	330,200	371,500	388,800	416,200			
	64	222,200	282,700	331,200	372,200	389,500	416,900			
	65	223,000	283,700	332,100	372,700	390,000	417,400			
	66	224,000	284,600	332,900	373,400	390,700	418,000			
	67	225,000	285,500	333,700	374,100	391,400	418,700			
	68	226,100	286,400	334,500	374,800	392,100	419,400			
	69	226,900	287,400	335,400	375,300	392,600	419,900			
	70	227,700	288,200	336,100	376,000	393,300	420,600			
	71	228,500	289,000	336,800	376,700	394,000	421,300			
	72	229,300	289,800	337,500	377,400	394,700	422,000			
	73	230,100	290,600	338,000	377,900	395,200	422,500			
	74	230,800	291,100	338,600	378,600	395,900	423,200			
	75	231,500	291,600	339,200	379,300	396,600	423,900			
	76	232,200	292,100	339,800	380,000	397,300	424,600			
	77	233,000	292,500	340,200	380,500	397,800	425,100			
	78	233,800	292,900	340,700	381,100	398,500				
	79	234,600	293,300	341,200	381,700	399,200				
	80	235,400	293,700	341,700	382,300	399,900				
	81	236,100	294,000	342,200	383,000	400,400				
	82	236,800	294,400	342,700	383,600	401,100				
	83	237,500	294,800	343,200	384,200	401,800				

	84	238,200	295,200	343,700	384,800	402,500					
	85	239,000	295,500	344,200	385,500	403,000					
	86	239,700	295,900	344,700	386,100						
	87	240,400	296,300	345,200	386,700						
	88	241,100	296,700	345,700	387,300						
	89	241,900	297,000	346,100	388,000						
	90	242,400	297,400	346,600	388,600						
	91	242,900	297,800	347,100	389,200						
	92	243,400	298,200	347,600	389,800						
	93	243,700	298,400	347,900	390,500						
	94		298,800	348,400							
	95		299,200	348,900							
	96		299,600	349,400							
	97		299,800	349,700							
	98		300,200	350,200							
	99		300,600	350,700							
	100		301,000	351,200							
	101		301,200	351,500							
	102		301,600	351,900							
	103		302,000	352,300							
	104		302,400	352,700							
	105		302,600	353,200							
	106		303,000	353,600							
	107		303,400	354,000							
	108		303,800	354,400							
	109		304,000	354,900							
	110		304,400	355,300							
	111		304,800	355,700							
	112		305,200	356,100							
	113		305,400	356,600							
	114		305,800								
	115		306,200								
	116		306,600								
	117		306,800								
	118		307,100								
	119		307,400								
	120		307,700								
	121		308,100								
	122		308,400								
	123		308,700								
	124		309,000								
	125		309,400								
再任用職員		186,500	214,200	258,600	278,900	294,500	320,600	363,600	398,000	450,400	532,800

(奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程(平成18年奈良市水道局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「給料月額に」を「給料月額(奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程等の一部を改正する規程(平成21年奈良市水道局管理規程第10号)の施行の日において当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切

り捨てた額とする。)に」に、「職員(」を「もの(」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。

(委任)

2 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(平成21年11月30日揭示済)

## 農業委員会

### 奈良市農業委員会告示第20号

奈良市農業委員会平成21年11月農政部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成21年11月17日

奈良市農業委員会  
農政部会長 北川博晴

#### 1 日時

平成21年11月25日（水） 午後1時30分

#### 2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 北棟6階 第22会議室

#### 3 議題

- (1) 農業経営に関する意向調査の実施について
- (2) 農業相談会の実施について
- (3) 耕作放棄地調査の結果について
- (4) なら農業委員会だより第49号の編集について  
(平成21年11月17日揭示済)

## 議会

### 奈良市議会告示第12号

平成21年11月20日、奈良市議会情報公開審査会の松石聖一委員が辞任したので、同日、樽谷佳男議員が同委員に就任しました。

平成21年11月27日

奈良市議会議長  
山本清  
(平成21年11月27日揭示済)